

産業競争力強化法等の一部を改正する法律案のうちINPIT法関連箇所について

令和6年3月12日

特許庁総務課



新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等^(※)の一部を改正する法律案の概要

※産業競争力強化法（産競法）、投資事業有限責任組合契約に関する法律（LPS法）、独立行政法人工業所有権情報・研修館法（INPIT法）、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（NEDO法）

法律の概要

1. 戦略的国内投資の拡大に向けて、**戦略分野への投資・生産に対する大規模・長期の税制措置及び研究開発拠点としての立地競争力を強化する税制措置**を講じる。
2. 国内投資拡大に繋がる**イノベーション及び新陳代謝の促進**に向けて、我が国経済のけん引役である**中堅企業・スタートアップへの集中支援等の措置**を講じる。

1. 戦略的国内投資の拡大

- ① 国際競争に対応して**内外の市場を獲得すること等が特に求められる商品を定義し**（電気自動車等、グリーンスチール、グリーンケミカル、持続可能な航空燃料（SAF）、半導体）、これを**生産・販売する計画を主務大臣が認定した場合**、以下を措置
- **戦略分野国内生産促進税制**（物資毎の生産・販売量に応じた税額控除）
 - EV40万円/台、グリーンスチール2万円/トン等の生産・販売量に応じた税額控除
 - 日本政策金融公庫による大規模・長期の金融支援（ツーステップローン）

第2条第14項【定義】、第21条の20第2項第2号【実施指針】、第21条の24第1項第1号【ツーステップローン】、第21条の35第2項【課税の特例】

- ② **政府が事業活動における知的財産等の活用状況を調査できる規定を新設し、一定の知的財産を用いていることを確認できた場合には以下を措置**

- **イノベーション拠点税制**（イノベーションボックス税制）
 - 対象知財：国内で自ら研究開発して生み出した、特許権及びAI関連ソフトウェアの著作権
 - 対象所得：対象知財のライセンス所得及び譲渡所得
 - 30%の所得控除（法人実効税率ベースでは、29.74%を約20%相当まで引下げ）

第21条の17【調査等】

2. 国内投資拡大に繋がるイノベーション及び新陳代謝の促進

（1）中堅企業関連措置

- ③ 常用従業員数2,000人以下の会社等（中小企業者除く）を「**中堅企業者**」、特に賃金水準が高く国内投資に積極的な中堅企業者を「**特定中堅企業者**」と定義。

特定中堅企業者等について、成長を伴う事業再編の計画を主務大臣が認定し、以下を措置

- **中堅・中小グループ化税制**（特定中堅企業者又は中小企業者が、複数回のM&Aを行う場合の税制優遇）
 - 株式取得価額の最大100%・10年間、損失準備金として積立可能に
- 日本政策金融公庫による大規模・長期の金融支援（ツーステップローン）
- 知財管理に関するINPITの助成・助言 等

※別途、**特定中堅企業者**が地域未来投資促進法の計画承認を受けた場合に、**設備投資減税を拡充**（最大6%の税額控除 ※現行は最大5%）

第2条第24項【中堅企業者の定義】、第2条第18項【特別事業再編の定義】、第22条～第46条の2【特別事業再編計画に係る実施指針・認定等】、第46条の2【課税の特例】、第35条第1項第2号・第3号【ツーステップローン】、第34条の2【特定中堅企業者の定義、INPITによる助成・助言】

（2）スタートアップ企業関連措置

- ④ **産業革新投資機構（JIC）**が有価証券等の処分を行う期限を**2050年3月末までに延長**（現在の期限は2034年3月末）

第110条第2項、第3項【有価証券の譲渡その他の処分等】

- ⑤ NEDOによる**ディープテック・スタートアップの事業開発活動への補助業務の追加**

NEDO法第15条第3号の2【業務の範囲】

- ⑥ **LPS（投資事業有限責任組合）**の取得可能資産への**暗号資産の追加** 等

LPS法第2条第1項【定義】、第3条【投資事業有限責任組合契約】

- ⑦ スタートアップが**ストックオプションを柔軟かつ機動的に発行できる仕組み（ストックオプション・プール）の整備**（株主総会から取締役会に委任できる内容・期間を拡大）

第21条の19【募集新株予約権の機動的な発行】

（3）企業横断的措置

- ⑧ 企業・大学等の共同研究開発に関する、**標準化と知的財産を活用した市場創出の計画を主務大臣が認定し、INPIT・NEDOが助言**

第2条第11項【特定新需要開拓事業活動の定義】、第21条の12～第21条の17【特定新需要開拓事業活動に係る実施指針・認定等】

※その他、事業適応計画における成長発展事業適応の廃止や特定新事業開拓投資事業計画の廃止等の措置を講ずる。

※産競法については、平成25年制定時に規定された同法第23条第5項第4号及び平成30年改正時に改正された同法第107条第1項について、表現の適正化を行う。

INPIT法改正の概要

- INPITは、**中小企業・スタートアップの知財経営支援の中核機関**として、情報提供・研修・相談業務等を実施してきたが、さらなる**ワンストップ知財支援の実現**に向け、**INPIT法を改正し、機能強化を図る**。
- 具体的には、**INPITの業務として新たに中小企業等に対する助言・助成業務を追加**するほか、**INPITの目的規定にも、こうした助言・助成業務を明記**することで、**今後のINPITの主要業務**として位置付ける。

第3条 (INPITの目的)

- 特許法上の**中小企業者**※1・**試験研究機関等**※2に対する**助言・助成**を目的規定においても**明確に記載**。
- 上記の業務を名実ともに、既に目的規定において記載されている**情報提供・研修業務に並んで、INPITの主要業務**に位置付け。

第11条 (業務の範囲)

- 以下の業務を新設。
 - 特許法上の**中小企業者・試験研究機関等に対する助言・助成**
 - 産競法において新設される「**特定中堅企業者**※3」のうち、**事業再編計画の認定を受けた者に対する助言・助成**
 - 産競法において新設される「**特定新需要開拓事業者**※4」への**助言**

(※1) 中小企業者…いわゆる中小企業・個人事業主や、事業協同組合・商工組合等

(※2) 試験研究機関等…大学・大学共同利用機関、公設試験研究機関（地方公共団体の試験研究機関）等

(※3) 特定中堅企業者…中堅企業者（従業員数2000人以下で中小企業者でない企業）のうち、さらなる成長を見込むものとして経済産業省令で定める基準に該当するものとして産競法において定義。

(※4) 特定新需要開拓事業者…事業者と大学等が共同で行う研究開発の成果について、新たな市場を開拓するために標準・知的財産を一体的に活用するオープン&クローズ戦略を検討・策定し行う事業（特定新需要開拓事業）を実施する者として産競法において定義。